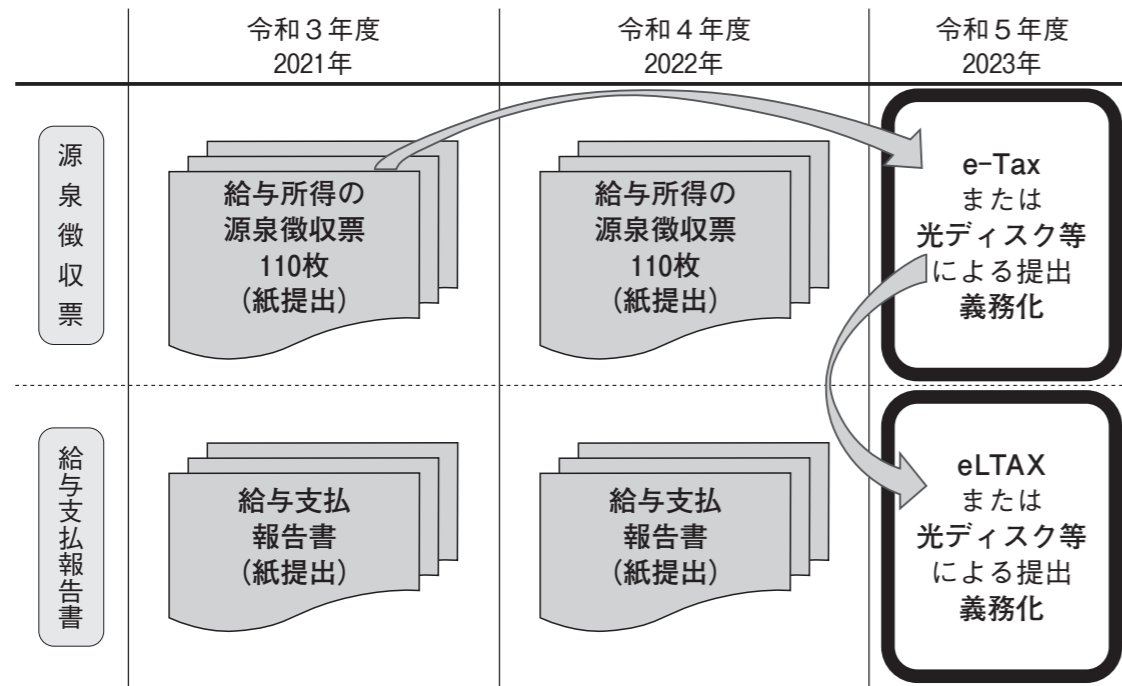


給与支払報告書等のeLTAXまたは光ディスク等による提出義務基準について

前々年（令和3年1月）に税務署へ提出した給与所得の源泉徴収票が100枚以上であれば、令和5年1月に提出する給与支払報告書はeLTAXまたは光ディスク等により提出しなければなりません。

（地方税法第317条の6第5項） / （所得税法第228条の4）



給与支払報告書・給与所得の源泉徴収票のeLTAXでの一括作成・提出について

給与の支払いをする事業者の方は、給与支払報告書を市区町村に、給与所得の源泉徴収票を税務署にそれぞれ提出する必要があります。

eLTAXをご利用いただくことで、給与支払報告書の電子申告（eLTAX）用のデータと、給与所得の源泉徴収票の電子申告（e-Tax）用のデータを同時に作成するとともに、給与支払報告書を各市区町村に、給与所得の源泉徴収票を所轄税務署にそれぞれ提出することができます。

●eLTAXの利用方法（ホームページまたはヘルプデスクへ）

ホームページ：<https://www.eltax.lta.go.jp/>

ヘルプデスク：0570-081459

●光ディスク等の提出方法（豊島区ホームページへ）

《トップページ⇒手続き・届出⇒税⇒2 税 住民税⇒7. 特別徴収義務者のかたへ⇒5. 光ディスク等の利用について》

令和5年度 給与支払報告書・普通徴収切替理由書の提出について

- 提出先** 令和5年1月1日現在、給与受給者が居住する市区町村長あて
- 提出期限** 令和5年1月31日(火)
※期限を過ぎて提出されると、6月からの課税に間に合わない場合があります。
- 提出の範囲** 給与支払額にかかわらず、1月1日現在の在職者について、提出してください。
令和4年中の退職者については、退職した日現在居住する市区町村長あてに提出してください。
なお、退職者について、支払金額が30万円以下の場合は、提出義務はありませんが、公平・適切な課税の観点から、提出にご協力ください。
- 提出数** 給与支払報告書 総括表・普通徴収切替理由書(1事業所につき1枚)
個人別明細書(1人につき1枚)
給与の支払金額が法人役員で150万円、一般の受給者で500万円を超える場合は3枚つづりの個人別明細書を使用し、源泉徴収票は受給者へ交付及び税務署へ提出。

令和5年度(令和4年分)給与支払報告書(総括表)

追加訂正	令和 年 月 日提出	長あて 指定番号
給与の支払期間	令和 年 月分から 月分まで	
給与支払者の個人番号又は法人番号		
フリガナ		給与支払方法と期日
給与支払者の所在地(住所)		事業種目
フリガナ		受給者総人員
給与支払者の名称(氏名)		特別徴収(給与差引)
代表者の職氏名		報告人員
連絡者の氏名、所属課、係名及び電話番号		普通徴収対象者(退職者)
会計事務所等の名称及び電話番号		普通徴収対象者(退職者を除く)
		合計
		所轄税務署名
		納入書
		要・不要

給与支払者の個人番号又は法人番号(※)を記入してください。
個人番号を記入する場合は、先頭の1文字を空けて、右詰めで記入してください。
※行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号及び同条第15項に規定する法人番号をいう。

税額通知書の送り先とするため、フリガナやビル名も記入してください。

普通徴収該当の方がいる場合は、下記「普通徴収理由書」を記入し、個人別明細書の摘要欄に符号を記入してください。

金融機関による納入代行サービスや、自社製の納入書の利用により、豊島区が送付する納入書が不要な場合は、「納入書」欄の「不要」に○印を記入してください。

・左記の普通徴収を認める基準に該当し、かつ普通徴収を希望する方がいる場合は、該当する理由の「人数」欄に人数を記入し、個人別明細書の摘要欄に該当する符号(例：普Aなど)を記入して、提出してください。

※令和5年1月31日(火)までに提出してください。
※給与支払報告書(個人別明細書)と併せてご提出ください。
※「報告人員」の「普通徴収対象者(退職者)」欄及び「普通徴収対象者(退職者を除く)」欄に記載した人数の合計が「普通徴収切替理由書」に記載した人数と一致しているかご確認ください。

符号	普通徴収切替理由	人数
普A	普通徴収切替理由 総従業員数が2人以下 (下記「普B」～「普F」に該当する全ての(他市区町村分を含む)従業員数を差し引いた人数)	人
普B	他の事業所で特別徴収(乙欄該当者)	人
普C	給与が少なく税額が引けない	人
普D	給与の支払が毎月でない(不定期)	人
普E	事業専従者(個人事業主のみ対象)	人
普F	退職者又は退職予定者(5月末日まで及び休職者(育児休業中を含む))	人
	合計	人

※普通徴収とする場合は、給与支払報告書(個人別明細書)の摘要欄に該当する符号(普A、普Bなど)を一つ記入してください。
※この普通徴収切替理由書の記入がない場合、または、基準に該当していても記入内容に不備がある場合には、原則とおり、特別徴収対象者として課税処理いたします。

切り取って宛名としてご活用ください。→
〒171-8422
東京都豊島区南池袋2-45-1
豊島区 税務課 課税担当 行
(給与支払報告書 在中)
電話 03-3981-1111(代表)

給与支払報告書(個人別明細書)の記入方法

※令和4年度以前の様式は使用しないでください。

詳細は、国税庁作成「給与所得の源泉徴収票等の法定調書の作成と提出の手引」をご参照ください。

5 給与支払報告書(個人別明細書)

※ 区分										※ 種別									
住所 「支払を受ける者」の住所は、令和5年1月1日現在の住所です。(令和4年中に退職されている場合は退職日現在の住所)										個人番号(マイナンバー)を記入してください。記入がない場合は、処理が遅れることがあります。									
種別										支払金額									
内										千円									
源泉控除対象配偶者の有無等										配偶者(特別)控除の額									
A										B									
16歳未満扶養親族の数(配偶者を除く。)										16歳未満扶養親族の数									
16歳未満扶養親族の数のうち、障害者の数(本人を除く。)										16歳未満(平成19年1月2日以降生まれ)の扶養親族の人数									
社会保険料等の金額										生命保険料等の控除額									
内										千円									
【摘要欄】										4									
・事業専従者の場合は「専従者」(青色事業専従者の場合は「青専」)										・支払金額に前職給与を含む場合 前職の会社名、退職年月日、支払金額、所得税額、社会保険料									
・同一生計配偶者を有する方で、その同一生計配偶者が、障害者、特別障害者又は同居特別障害者に該当する場合 同一生計配偶者である旨と氏名を記入(例:「〇〇〇〇(同配)」)										連帯債務がある場合は本人分のみ									
源泉・特別控除対象配偶者										C									
配偶者の合計所得										D									
控除対象配偶者または控除対象扶養親族が非居住である場合には、区分欄に○。										16歳未満の扶養親族									
1										2									
3										4									
未成年者										外国人									
死亡退職										災害者									
本人が障害者										寡婦									
特別										ひとり親									
勤労学生										中途就・退職									
受給者生年月日										元号									
年										月									
日										日									
支払者										氏名又は名称									
住所(居所)又は所在地										氏名又は名称									
氏名又は名称										氏名又は名称									

(摘要)に前職分の加算額、支払者等を記入してください。

A	(源泉)控除対象配偶者の有無等	年末調整の適用を受けている場合で、控除対象配偶者を有しているときに○。年末調整の適用を受けていない場合は、源泉控除対象配偶者を有しているときに○。
B	配偶者(特別)控除の額	「給与所得者の配偶者控除等申告書」に基づいて計算された配偶者控除額又は配偶者特別控除額を記入する。
C	(源泉・特別)控除対象配偶者	控除対象配偶者又は配偶者特別控除の対象となる配偶者の氏名及びマイナンバーを記入。(年末調整の適用を受けていない場合には、源泉控除対象配偶者について記入)
D	配偶者の合計所得	配偶者控除又は配偶者特別控除の適用を受けた場合は、令和4年中の配偶者の合計所得金額を記入する。年末調整の適用を行っていない方で、源泉控除対象配偶者を有している方、「給与所得者の扶養控除等(異動)申告書」に記載された、源泉控除対象配偶者の「所得の見積額」を記入する。

1 給与と所得控除後の金額

※年末調整した場合のみ

「令和4年分年末調整のしかた」の「令和4年分の年末調整等のための給与所得控除後の給与等の金額の表」により求めた給与と所得控除後の給与等の金額を記載してください。
なお、所得金額調整控除の適用がある場合は、所得金額調整控除の額を控除した後の金額を記載してください。

2 基礎控除の額

※年末調整した場合のみ

基礎控除の額は、「給与所得者の基礎控除申告書」から転記してください。
ただし、基礎控除の額が48万円の場合には、転記する必要がありません。

給与と所得者の基礎控除申告書		記載方法
合計所得金額の見積額	基礎控除の額	
2,400万円以下	48万円	記載不要
2,400万円超 2,450万円以下	32万円	320,000
2,450万円超 2,500万円以下	16万円	160,000
2,500万円超	なし	0

3 所得金額調整控除額

※年末調整した場合のみ

所得金額調整控除の適用がある場合は、所得金額調整控除の額を記載してください。

所得金額調整控除が適用される人

給与等の収入金額
850万円超

+

- (ア) 本人が特別障害者
- (イ) 同一生計配偶者が特別障害者
- (ウ) 扶養親族が特別障害者
- (エ) 扶養親族が年齢23歳未満

(ア)~(エ)のいずれかに該当する場合

調整額

$$\left[\text{※給与等の収入金額} - 850\text{万円} \right] \times 10\%$$

※1,000万円を超える場合には、1,000万円

4 摘要欄の記載の仕方

所得金額調整控除の適用がある場合は、該当する要件に応じて、次のように記入してください。

要件	記載方法
本人が特別障害者	記載不要(ただし、「本人が障害者」の「特別」の欄に○)
同一生計配偶者が特別障害者	同一生計配偶者の氏名(同配) 例:豊島 花子(同配)
扶養親族が特別障害者	扶養親族の氏名(調整) 例:豊島 一郎(調整)
扶養親族が年齢23歳未満	

ただし、上記「同一生計配偶者」または「扶養親族」の氏名が、「(源泉・特別)控除対象配偶者」欄・「控除対象扶養親族」欄・「16歳未満の扶養親族」欄に記載されている場合は、摘要欄への記載を省略できます。

【用語の説明】

- 源泉控除対象配偶者とは、居住者(合計所得金額が900万円以下である人に限ります。)と生計を一にする配偶者で、合計所得金額が95万円以下である人をいいます。
- 同一生計配偶者とは、居住者と生計を一にする配偶者で、合計所得金額が48万円以下である人をいいます。
- 控除対象配偶者とは、同一生計配偶者のうち、合計所得金額が1,000万円以下である居住者の配偶者をいいます。